

第8期第15回川崎市子どもの権利委員会

日時 令和7（2025）年8月19日（火） 15：00～17：00

場所 川崎市役所本庁舎 15階こども未来局会議室

出席委員 9人

鈴木委員長、安委員、五十嵐委員、加藤委員、金子委員、
霜倉委員、蔣委員、出口委員、畑委員、

欠席委員 1人

高石委員

事務局 こども未来局青少年支援室4人

箱島室長、湯川担当課長、内藤係長、圓谷専門調査員

議題等 （1）第8次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見について
（2）第8期子どもの権利委員会報告書について

公開・非公開の別 公開

傍聴 0人

1 開会

2 議事

（1）第8次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見について
○鈴木委員長 まずは事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 資料1を用いて説明。

○鈴木委員長 質問も含めて、意見などあればお願いしたい。

○五十嵐委員 文章でまとめるとこうなると思うが、先週メールで共有したタウンニュースの記事や6月に出た市の子どもの会議のメンバーの新聞記事を見ると、どちらかという形だけになっているようにも感じる。極端な言い方をすれば、子どもの権利条例が形はうまくまとまっているようだが、その心というか、本来のところが運営されていないというのは、私自身ふだん子どもと接していたり、以前権利委員会でも子どもの会議のメンバーの意見を聴いたときに「学校では先生が絶対。王様の存在で、子どもたちの意見は通らない」というような意見が出ていたのが印象的だった。

子どもの権利条例を進めていく上で、教育委員会と、こども未来局と2本あると思うが、実際に子どもたちが日々「子どもの権利条例に基づいて」というものを実感できるのは学校現場だと思う。そういう視点で学校関係の方が参加してほしいという話を川崎市子ども会議推進委員会でもした。

具体的には、17ページの条例や子どもの権利の普及啓発についてあるが「さらに、子どもだけでなく大人が子どもの権利やその理念について」とある。言葉尻を捉えるわけじゃないが、本来は子ども以前に大人がちゃんと理解していないと、そういう対応にならない。だから、文章的に厳しい書き方をしたらいいと思う。普及だけでなく、子どもの声を聴くこと、実態としてそうになっていないことも指摘もしていいと思う。実態を踏まえた上で行動計画はつくられるべきだろうし、絵に描いた餅ではいけない。そういう意図を何らかの形で織り込みたい。

○鈴木委員長 今、五十嵐委員が述べたところは、エのところの「さらに」に組み込むか、オの大人の責務のところか。再認識してほしいというだけでなく、環境をちゃんとつくり込むこと。聴くというだけではなく、その責務を大人がちゃんと果たすという形で書き込むのか、または(2)のところの重点的取組で「あらゆる段階で子どもの声を聴き」というところに「学校教育の場を含めて」とするか。学校外の場ではいろいろ聴いているけど、学校は教育という枠組みがある中であまり聴かれないという話は、ヒアリングなどをおしてよく聞く話だと思う。

ほかの委員の方はいかがですか。

○五十嵐委員 例えば子どもの声を聴くことということで「第16条には様々な工夫が必要だ」と書いてある。工夫の前に「本当に聴く姿勢が徹底されていない」という子どもたちの声があるので、そこを入れたらいいと感じる。

○畑委員 入れるならウの第2段落だと思う。文章的には、「十分でなく」の以降の一文が長いので、例えば「十分でない」で区切って、学校の例とかも含めて十分になるよう出して、その上で「声の出せない子どもや」につなげていくのはどうか。

子どもの声を聴くことについては、おそらくみんな賛成だと思うが、学校現場になった場合については学校の規律のほうが重要視されていることがある。あとは一時保護所など、規律が求められる場所では、子どもの声が結構弱体化しやすい。

でも、そうじゃないというのはしっかり書いた方がいいと思う。規律は分かったけど、その規律と子どもの声とは、上下関係ではなく、規律が何のためにあるのかも踏まえて議論した上でどう反映させるかという取組が本来求められると思う。「子どもの声を聴きましょう、でも、規律のほうが優位です」となると話が終わってしまう。それは子どもの声を尊重してないということになる。尊重するとは何かという話をしっかり入れられると良いと思う。どこまで具体的に書くかは結構難しい。

○鈴木委員長 畑委員の意見は、すごくいいと思う。そこを文章にまとめてほしい。今までそこまで突っ込まれていなかった。学校等の規範というかが大事というのがあると思う。

施設や学校からしたら子どもの意見を聴いてはいるけど、全体の秩序や、ルールとかが大事ということで、結局押さえられてしまっている実態もある。文章でどう表現すればいいのか。

○事務局 「子どもが参加し」の前に入れていくとすると、「十分ではなく」のところに入れられると思う。

○五十嵐委員 4月の答申に「『チーム学校による校内支援の充実』の『取組1』では、『全ての児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安心していきいきと過ごせる居場所となるよう、『魅力ある学校づくり』『魅力ある学級づくり』に向けた取組を進めます』としている。子どもたちが1日の大半を過ごす学校が、一人ひとりの子どもにとって『安心していきいきと過ごせる居場所』であるための環境づくりがまず優先されるべきである。そのための具体的な対応に基づく検証がなされていくことで、子どもたちにとっての『魅力ある学校』『魅力ある学級』がつくられていくのではないかとしたので、こういった内容を入れてもらえたらと思う。

ウの子どもの声を聴くことの2段落目の第16条のところ「意見表明の方法や参加の手法等に工夫や配慮が要る」とあるが、大筋じゃないと感じる。第11条、16条があって、総括的に先ほどの意味合いの、本来子どもの声を聴くというのはどういうことなのかを1行つけ加えたい。

○加藤委員 例えばウの下から2行目「家庭や育ち学ぶ場、地域のあらゆる場が既存の決まり事が一方的に優先されたり、大人主体ではなく、子ども主体の場にするために」とするのはどうか。

適応していくとか、そういう場じゃなく、もっと子ども主体で、既存の決まり事が一方的に優先されたり、むしろ大人主体になっていないかではなく、子ども主体の場としていくために子どもが参加し、大人がしっかり意見を聴きという感じだと思う。

○鈴木委員長 五十嵐委員や畑委員がおっしゃったことがまとまっていると思う。

○五十嵐委員 「子どもが参加し、大人が意見を聴き」というのは一方的な話だと思う。形としては、子どもが参加する仕組みはできている、大人が意見を聴くような形にはなっている、ここを現状を踏まえた形にすると加藤委員が言ったことになるので「子どもが参加し、大人が意見を聴き」はなくていいと思う。

○加藤委員 でも、それも残して意見の尊重を反映までしてどうか。

○事務局 提案として「例えば学校では、子どもの声を聴く取組が進められていると思うが、各学校での校則やローカルルールが優先されたり、教員や大人側が決めてしまいがちな場面が多く見られる。育ち学ぶ場の職員をはじめ、子どもの周りにいる大人が子どもの声を聴き、その声が生かされる」としてはどうか。

○鈴木委員長 それはすごくいい。

○加藤副委員長 具体的でいい。

○鈴木委員長 育ち学ぶ場の職員とは教職員だけじゃなくということか。

○事務局 そのとおりで、子どもに関わる施設の職員の事を指している。

○畑委員 方向性はこれでいいと思うが、よくある反論というか、何でも子どものほうが優先されるのかと思っちゃう人もいたりする。尊重というのは、先ほども言ったとおり、融和というか、あくまでも子どもの声をしっかり聴いた上で、それで、規律のほう为本当に重要であれば説明して、納得してもらってという話だと思ひ、何かそれで規律を変えられるところがあれば変えればいいと思ひ、逆に規律がおかしければ規律を変えればいいという話だと思ひ。そういうニュアンスこそが尊重だと思ひ。

子どもの声を聴くことプラス子どもの声を聴いて尊重するみたいな話があるのが本来求められている。

○鈴木委員長 本当は尊重というのはすごく広い意味合いだと思ひ。学校の先生はみんな子どもを尊重しているし、子どもの意見を聴いていると思ひている。けど、ルールが上だと思われていることをどうしたら変えられるのか。もっと平らに「尊重」をとらえてもらいたい。

○五十嵐委員 「大人主体ではなく」は、イメージとして「大人主導ではなく」と感じるがどうか。

○鈴木委員長 主導のほうがいいと思ひ。

子どもと話し合ってとか、子どもと大人が対等に話し合っ上で物事が決定されていく、そういう環境をつくっていくことが重要である。「参加」というのは表現として弱い感じもする。「一方的に優先されて大人が主導して決めるのではなく、子どもと一緒になっで」とか、「子どもと大人が対等に意思決定していく環境づくりが重要である」というか、「意思形成していく環境づくりが重要である」とか。

意見を聴いて尊重するというのはどういうことなのかとまとめたら、大人が勝手に決めるのではなく、大人と子どもが対等に意思決定することが大切である。

○五十嵐委員 それでいいと思ひ。

私個人の意見なのかもしれないが「声の出せない子どもや場に参加しづらい子どもなども含め」というのはないほうがいいと思ひ。問題はそこじゃないと思ひ。それはそれで大事だけど、ここに入れると、そういう子どもにとってと限定されているように思ひ。含めているということだと思ひから、大切なので残してもいいし、なくてもいいかもしれない。

○鈴木委員長 五十嵐委員が言いたいのは、子どもは声を出しているよということだと思う。声を出していても聴いていないという現状あるということ。

○五十嵐委員 逆に声が出しづらくなるということもあると思う。

○鈴木委員長 それは別のところに入れたらどうか。

○霜倉委員 ウのところでいうと、「どの子ども」ということだと思う。重点的取組の(2)は、それぞれ個々の事情に応じて個別に対応するというのが言いたいと思うので文言として残しておいてもいいと思う。

○畑委員 五十嵐委員が言う「薄めない」という意味で、声を出した子ども大事という話は、例えば、最後に、もちろん声を上げていない子ども、声が出せない子どもというところの意見を聴くところも大事だと補足や、別文で書いてもいいのではないかな。

声を挙げた子、子どもの声が聴けた子だけの声だけでなく、黙示的な声としては持っている、意見としては持っているが、それが大人によって聴かれなかった子どもの意見というの、もちろんしっかり聴けるように努めるということだと思う。

○五十嵐委員 そうしたほうがそのこと自体も印象づけられる。

○鈴木委員長 子どもの意見については、積極的にアウトリーチしていくとか、拾っていく必要があるとか、そういうことだと思う。意見を言える子どもについてはどう聴くかという場だが、声を出せない子に対しては、こちら側から聴きに行かなきゃいけない。

「また、声の出せない子どもや場に参加しづらい子どもの意見については、積極的に反映させる努力をしていかないといけない」と残しておくか、もう1個の案は、18ページの「多様な背景をもつ子どもを包摂的に」の最後の2行「子どもは一人ひとり子どもの権利の主体であり」のところに「あらゆる子どもが包摂的に権利が守られることが望まれる」が書いてあるので「子どもは一人ひとり子どもの権利の主体であり、声を出せない子や参加しづらい子も含めてあらゆる子どもの」というふうカバーするやり方もあると思う。

○金子委員 鈴木委員長が言ったように、イのところの最後のところに、17ページのウの変更前の第2段落「第16条には」というところをそのまま持ってきてはどうか。

○畑委員 16条は意見表明が書かれている。

○金子委員 ここは16条とは合わないのか。

○事務局 元の「第16条には・・・重要である」というところを重点のイの後ろにつけたらどうかという意見か。

○金子委員 そのとおり。重複するようなところは整えて、どちらも重要であるとしてはどうか。

○畑委員 条文関係で言うと、尊重とかというのは、15条のほうがメインだと思う。参加する権利で、意見表明し、その意見が尊重されること。16条は、あくまで多様な背景も含めてその子に応じてちゃんと表明できるように配慮しましょうという条文だと思うので、そこら辺の条文の整理もできればと思う。15条、16条を列記して、ちゃんと意見表明を支援されるべきだし、かつ、16条を踏まえて、それぞれの子に応じて配慮すべきだしというつなげ方でもいいと思う。

○事務局 鈴木委員長がどちらかとおっしゃっていたが、前段の部分は分ける、子どもの意見を聴くという姿勢だと、後ろのところは割と包摂的にとかと書いてあるので、全体の権利を、聴く権利だけでなく、包摂してという感じの意味合いになっていると思う。意味を通すような文につなげて、包摂的に権利が守られるとなると、これは意見表明だけではなくなる。

意見を聴くのをまた入れると、小さくなってしまわないかと感じる

○鈴木委員長 むしろ包括的というのであれば、ここを出しておかないと、不登校の子とか、障害の子とか、外国ルーツの子とか、そこに例示で使うようにするほうがいいようにも思う。

○五十嵐委員 ウのところで、畑委員の指摘されたところ「子どもの声を聴くこと」となっている。第11条では、第12条では、第14条では、第15条ではいろいろな論議した部分は、第15条についてずっと話をしている、そこにつながるのではと思う。むしろこれの元の文章でいくと、「川崎市では、地域団体等の取組も含めて多様な事業やイベント等が実施されている」これはなくていいと思う。先ほど協議したところをここへ持ってきたらどうか。要するに、第15条を補強する話だったと思う。第15条では、意見を表明し、その意見が尊重されること、権利の主体である子どもが意見を聴いてもらえるというふうに書いてあり、それをより肉づけするための話だったと思う。

○畑委員 つなげるのであれば、15条の後にまた16条をつなげて、いずれも十分じゃないとして、その後、「例えば」でつなげるのが条文の列記としてもいいと思う。

あと例えば、各学校ではいいけど、校則やローカルルールが優先されること自体はあり得なくはないと思うが、無批判にとか、当然のようにとか、一方的にとか入れたいと思う。

○安委員 例え話が詳しく書かれていて、これでいいかなと思う。いろんな学校で、今、校則とかルールを変更するために、子どもたち参加で意見を聴きながら見直そうという動きも出ているので、こういう文章の書き方だと、ネガティブに受け取られるのではないかと心配している。

○鈴木委員長 安委員が言っているのは、「学校」と入れることへの懸念だと思う。それは、五十嵐委員が言ったように学校の現場のことを実際に子ども達が話している現実があるので、その点については問題ないと思う。学校を批判しているわけではないので、多くのところでは意見を聴いていますよねという前提を入れている。

○安委員 であれば、「まだ」や「いまだに」とか、付け加えてはどうか。

○鈴木委員長 「思うが」の後に、「いまだに」とかを入れるということか。

○安委員 はい。

○鈴木委員長 3か所だけ直したい。1つが「大人側が決めて」とあるところを、「大人が決めてしまいがちな面が多く」としてはどうか。2つ目は、「当然」とあるところ、言葉の使い方を整理したい。「無批判に優先したり」ではどうか。最後に「一方的に」となっているところ「決まり事が、一方的に」を「当然に」にしてもらおうと、ウが充実すると感じた。

○畑委員 「全ての子どもが」が主語で、その後、述語がなくて「環境づくりが重要である」とつながっている。「全ての子どもが」が文章的に浮いてしまっている。だから、どこかに「全ての子どもについて」をつけ加えたい。

多分、「全ての子どもが」がないと文法的にすっきりするが、多分入れたい言葉だと思っていて、とはいえ、「子どもと大人が対等に意思決定にしていける」に「全ての子どもが」をつけてもよく分かりづらいので、どうしたらいいか考えている。

○鈴木委員長 「主導して決めるのではなく」の後ではどうか。

○畑委員 もともと「声に出せない子どもや」の対比で「全て」と入れたと思う。下に補足というか、別項で入れているから「全て」とあえて書かなくても、子どもを含むのではと思う。

あと、「あらゆる場所において既存の決まり事が優先されたり」と受け身なので、その後、「大人主導で決められたりするのではなく」としてはどうか。

○鈴木委員長 「大人としての責務を果たすこと」というところは、責務という表題だから、認識するだけじゃなくて、一歩行動するというのを入れたいと思っていたが、中身は全部、認識することになっているので、表題が「大人の責務の認識」ということなのか。

○事務局 責務と書いてあるが中身をよく見たら、言おうとしていることは求める認識みたいな感じだと思う。

○鈴木委員長 きっと大人が責務を認識することということだと思う。

○畑委員 ここで言う大人の責務って何か。「大人が幸せであることが重要だ」の後の話だと思っている。条例前文の主体的に人間として接して、声を聴いて、パートナーとして接する。幸せでいることも含まれるのかもしれない。

○事務局 責務という言葉が違うイメージを持たせてしまい中身とのずれがあるのかもしれない。

○畑委員 大人に求められることというイメージなのかもしれない。

○事務局 責務というと、何か大人が責任を負ってという感じだと思うが、前文を参考にすると、子どもたちの大人へのメッセージは、子どもが大人に対して求めていることが書かれているように思う。だから、責務というよりは子どもたちがそう求めている、みんながそう求めているということだと思う。

○金子委員 「大人に求められること」としてはどうか。

○事務局 前回のお話では、そういう議論だったように思う。

○鈴木委員長 あと、(2)のイについて「外国につながるのある子」と入れてほしい。「家庭環境により支援が必要な子ども」の例示として増やしておいてほしい。

○畑委員 ウのところ、3行目で「権利の主体である子どもが意見を聞いてもらえる」、漢字が「聞」を「聴」に直してほしいのと、「聞いてもらえる」というのが何か対等じゃないと思う。

○事務局 条約の日本語訳で「子どもが意見を聴かれる権利」とあり参考になっているが「聴かれる」ではどうか。

○畑委員 条例では「意見表明の支援」とあると思う。

○安委員 子どもと大人を併せて、権利の主体である子どもが意見を聴かれる権利について明記してはどうか。権利の主体である子どもが意見を聴かれる権利について書いてはどうか。

○畑委員 「聴かれることが」とした方がいいと思う。

○鈴木委員長 その他、細かい文言とかの気づきがあれば、9月10日までに事務局まで連絡をお願いしたい。

(2) 第8回川崎市子どもの権利委員会報告書について
○鈴木委員長 事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 資料1に基づき説明。
委員会を振り返ってについて、加除修正があれば9月10日までにご連絡いただきたい。

○霜倉委員 今回、条例の条文が出てくるので、資料に条例をつけたほうがいいと思う。

○事務局 条文を資料の4に加えたいと思う。

3 その他

第7次子どもの権利に関する行動計画令和6年度進捗状況について
○鈴木委員長 事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 資料2に基づき説明。

○鈴木委員長 説明に対して、御意見、御質問等があればお願いしたい。

○加藤委員 成果指標の難しい点は、川崎市で子どもの権利がどう実現されたのかを大きく何項目かに分けて成果を見ていくが、その成果を出すための手段として、いろんな事業が行われていて、それぞれの部署でそれぞれの事業を着実にやっていくということが最終的にその成果に現れていくと思う。だから、ここに重点を置いたら、ここの成果は上がっていくんじゃないかという形である程度ひもづけることができる事業もあるのかもしれないし、ひもづけ過ぎると、そこだけ何で頑張んなかったのかというような評価につながる場合もある。その辺の成果指標とそれを実現するための個々の事業とのつながりは難しいと感じている。そこをどうつなげて捉えればいいのか。

認知度も下がっている中で権利学習をどう進めていくのか、太いつながりのある事業はあるかもしれないが、そこだけ頑張っても駄目なことも多く、そこが難しいと感じている。

○鈴木委員長 あとは、ここの事務局だけでできる話ではなく、いろんな部局のそれぞれの計画もあると思うので、それらとの整合性を持つことも大切だし、その所管課の優先順位もあると思う。全体を把握できるという意味ではいいと思うが、確かにこれを、どう改善していくのかは課題だと思う。

○事務局 庁内でも、成果指標がこれでいいのか考える時期に来ていると検討している。さらに他の計画との関係性についても当然検討していかなければならない。一覧で見ると、事業がこういうことに関わっていることが分かり、確かに大事ではあるが、386ある事業を毎年進捗管理して、本当にそれが結びついていけばメリットはあると思うが、その部分についても工夫や見直しが必要になると感じている。

そういったことも含めて、8次計画については、11月下旬をめどに(案)を策定してい

きたいと考えている。

○加藤副委員長 計画を策定し、実施、評価することをPDCAサイクルを回すと言いますが、PDCAサイクルを回すことの意義は、事業を各部署が着実にやっている事を評価、点検していく上ではいいやり方なのかもしれない。ただ、今日、五十嵐委員がおっしゃったように、子どもたちの生活の場で子どもの権利がどれだけ実現されているのかというところを見ていくためには、PDCAサイクルを回すはちょっと解像度が低い感じがしていて、そういう意味で言うと、子どもの意見を聴き、反映しながら取り組んでいく。取組を振り返ることをつないでいかないと、現行のPDCAだと大局的過ぎて、子どもの現場に評価をしているということが届きづらいように感じる。その辺の手法をどうしていくのが問われていると思う。

○事務局 実感指標が大事だと思っていて、例えば認知度について本当に必要なお子さんが必要と思ったときに子どもの権利を知っていてくれるというのは本当に必要なことだと思うが、そういうことを実感的にどう反映していけるのか、今回、見直しして全部解決するとは思っていないが、着手しないことには変わっていかないのでチャレンジしていきたいと思う。

○畑委員 成果指標の関係で、何度も言っている感じもするが、要は事業概要等で目的、目標と書いてあるけれども、抽象的な目的がすべて悪いわけではないが、達成度を評価するにあたって、目標が抽象的であるがゆえに、なぜこれが目標どおりかが分からないというところがあると思うので、例えば広報については「全学校に知らせる」としたら何部でとか、数値が出ると思う。もちろん数値化しにくい場面があるのは重々承知しているが、この目標設定自体が具体的などころでないの評価し得ないと思うので、そこについては見直してほしい。

○加藤委員 「いつ、どこで、どのぐらい、どのように」というようなことを定めておけたらいいのかもしれない。

○畑委員 その目標がなぜ高められるのかの検討が必要だと思う。数値化するのであれば、例えば、権利の認知度のパーセンテージを45%とか60%にしたいんだったら、今以上にどういうふうに配るとか、もちろん全部が全部、数値ではかれないとは思いますが、そういった説明できる裏づけがあると評価しやすい。先ほど目標の解像度の話があったが、ふわっとしているといつも思っているので、そこはしっかり改善してほしい。

○鈴木委員長 見直し、改善という形で、問題提起した部分も含めて、検討していただければと思う。

3 閉会